破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第９３号
山形県西置賜郡小国町大字岩井沢590番地
債務者　渡部　榮市
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１１０号
山形県米沢市窪田町窪田566番地の９
債務者　渡部　崇徳
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１２０号
山形県米沢市徳町３番31号、前住所山形県米沢市大字川井1415番地の５
債務者　結城　勝己
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１６６号
山形県米沢市通町３丁目８番77―４号
債務者　舟山　新一
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第５０３号
埼玉県所沢市若狭４丁目2483番地の４　ラ・フォーレ狭山ケ丘２―102
債務者　川口　　隆
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５０６号
埼玉県川越市砂新田３丁目19番地16サニーハイム春日101号室
債務者　溝口　順子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５２０号
埼玉県川越市大字寺尾204番地２ハイムサンライズ102号室
債務者　小山　明美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５２１号
埼玉県比企郡川島町大字上伊草1510番地３
債務者　横山　克子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５４５号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目４番306号、前住所埼玉県坂戸市大字塚越744番地36
債務者　篠澤　協司
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３０５号
千葉県富里市七栄523番地６レオパレスアンダンテ206
債務者　榊　　佑季
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３１０号
千葉県富里市十倉288番地98
債務者　伊藤　雅代
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３２４号
千葉県八街市八街ろ111―764、申立時の住所千葉県八街市大木782番地35
債務者　野澤　譲二
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３３４号
千葉県白井市清水口２丁目４番１棟204号
債務者　瀧澤スヨ子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３４８号
千葉県成田市稲荷山390番地234
債務者　鶴間　志郎
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３５８号
千葉県富里市七栄字獅子穴903―10　レオパレスアルブル101号室、住民票上の住所千葉県成田市東和泉686番地
債務者　宍倉　裕史
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３７７号
千葉県印旛郡本埜村大字笠神340番地２
債務者　岩井　玉江
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１１９６号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘５棟313号
債務者　西野　　確
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部